

あわらし監査委員告示 第2号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

平成30年 3月28日

あわらし監査委員 近藤 茂
あわらし監査委員 向山 信博

記

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象

総務部（総務課、政策課、監理課）

財政部（財政課、税務課、収納推進課）

市民生活部（市民課、生活環境課）

健康福祉部（福祉課、子育て支援課、健康長寿課）

経済産業部（農林水産課、観光商工課）

土木部（建設課、新幹線まちづくり課、上下水道課）

教育委員会（教育総務課、文化学習課、スポーツ課、国体推進課）

会計課

議会事務局

監査委員事務局

3 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の期間

平成29年10月31日から平成30年2月28日まで

5 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き、次の監査資料の提出を求め、事務局職員が調査するとともに、監査委員が関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

(1) 監査資料

1. 職員、臨時職員の状況及び事務分担表
2. 主要事業及び懸案事項調
3. 委託料調
4. 工事請負費調
5. 備品購入費調
6. 補助金調
7. 指定管理者調
8. 歳入及び歳出執行状況
9. 追加資料

(2) 監査委員による監査期日

平成29年10月31日	財政部
11月14日	市民生活部、健康福祉部
11月28日	総務部
12月5日	経済産業部
平成30年1月30日	土木部
2月28日	教育委員会、会計課、議会事務局、 監査委員事務局

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、改善、検討が望まれる。

(1) 通勤手当の適正な支給について（総務課）

職員の通勤手当については、あわら市通勤手当の支給に関する規則に基づき申請及び認定がされるべきであるが、正確な通勤距離を把握していなく適正および公平な通勤手当が支給されていない状況が見受けられた。

通勤手当の支給基準としては「通勤のためにその者の住居から勤務場所までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さ」と定められているところであることから、今後は通勤手当の算出方法を統一化し、規則に沿った適正な通勤手当額が支給されるよう努められたい。

また、他の手当の支給においても、実態の把握に努め、公平かつ適正な支給に努められたい。

(2) 時間外勤務の適正な管理について（総務課）

時間外勤務については、大手企業による違法残業により深刻な社会問題となっている中、当市においても休日出勤や深夜まで残業する職員がおり、一部の職員においては、所属長の命令もなく残業する職員が見受けられた。

時間外命令は、勤務時間内に処理できない場合に所属長が作業内容を確認し職員に発令を行うとされることから、今後、適正な事務手続きに努められたい。また、毎週水曜日をノー残業デーと設定していることから、職員に対して速やかな退庁とワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進を全庁として取組むよう努められたい。

(3) 賦課および収納対策について（税務課、収納推進課）

償却資産の賦課については、企業・個人からの申告のみではなく、申告内容を精査する意味においても現場確認等、各関係機関との協力のもと、公平かつ適正な償却資産税の賦課に努められたい。

収納対策については、財政基盤強化を図るため、市税等の滞納解消を目指し、納税相談や電話等による催告を実施し、滞納者に対する具体的な滞納整理方針を検討し、課を跨いだ横断的な収納対策を講じるよう努め、更なる徴収率向上に努められたい。

(4) 補助金等の交付における適正な事務処理について（観光商工課）

補助金交付における実績報告において、事業が完了した日から相当期間経過した後完了実績報告書を提出しているものが一部の補助事業者から見受けられた。

補助金等交付規則では、補助事業者は事業の完了に伴い、速やかに事業の成果報告書等の関係書類を添え提出しなければならないとされていることから、担当課においては、補助事業者の常習化を防ぐためにも活動状況を把握するとともに、補助金の交付時期や交付方法等の見直しを図るなど十分検討し、適切な指導に努められたい。

(5) 市が関与する任意団体の事務について（スポーツ課）

市が関与する一部の任意団体は市が事務局機能を担い、市職員が通常の業務以外に職務として団体事務を行っている現状が見受けられた。

従事する職員においては、服務上あるいは会計処理や決裁等の事務手続の制度上、極めて不安定な状況にあり、万一、事務手続上の事故が発生した場合、行政として問われる責任は大きいと言える。市と任意団体とは異なる組織であり、団体運営に係る事務については、本来当該団体自ら行うことが基本として考えられることから、団体の設置目的等に照らした達成状況の検証を行うなど、団体の自立の促進に向けた検討、改善に努められたい。

(6) 市民参加型事業の検証について（スポーツ課、健康長寿課）

時代とともに変化する各種大会やイベントにおいて、多様化、複雑化する市民のニーズを的確に捉える必要がある。

市が開催する各種大会やイベント（例：市民体育祭、健康長寿祭等）における成果や事業のあり方、費用対効果の重要性を十分に検証し、廃止・縮小を含めた見直しを図られ、スクラップ・アンド・ビルドを心掛けられたい。